「☆ 実地指導の際は１部を両面コピーにより提出してください。

実地指導日	※市で記入 令和　　年　　月　　日（　　）　午前 ・ 午後

指定障害児通所支援事業者　自主点検表
（令和５年度版）

サービス種別 ※該当に〇を入れてください	該当	種　別	指定年月日
		児童発達支援	年　月　日
		放課後等デイサービス	年　月　日
		居宅訪問型児童発達支援	年　月　日
		保育所等訪問支援	年　月　日

事業所	事業所番号	
	名　　称	
	所　在　地	
	連　絡　先	（電　話）　（FAX）
		（メール）
	管　理　者	
	児童発達支援管理責任者	
事業者（法人）	名　　称	
	代　表　者 職名・氏名	
	所　在　地	※上記事業所と異なる場合に記入

記入(担当)者 職名・氏名			
記入者連絡先	※上記事業所と異なる場合に記入	記入年月日	令和　　年　　月　　日

問い合わせ	越谷市　福祉部　福祉総務課 【電　話】048（963）9224 【メール】fukushisomu@city.koshigaya.lg.jp

自主点検表の作成について

適切なサービス（障害児通所支援）を提供するためには、事業者・事業所が自主的に事業所の体制（人員・設備・運営）やサービスについて、法令の基準や、関係通知等に適合しているか、その他の不適当な点が無いか、常に確認し、必要な改善措置を講じ、サービスの向上に努めることが大切です。

そこで、市では、障害児通所支援について、法令、関係通知及び国が示した指定障害児通所支援事業者等監査指針のうちの主眼事項・点検のポイントを基に、自主点検表を作成しました。

各事業者・事業所におかれては、法令等の遵守とさらなるサービスの向上の取組みに、この自主点検表を活用し、毎年度定期的な点検を実施してください。

■留意事項

・　任意に自主点検を行ったものは市に提出する必要はありませんが、次回の参考となるよう各事業所において保管してください。
・　市の実地指導のために作成した場合は、この自主点検表と指定のあった他の提出書類を、市への提出分だけでなく事業所の控えの分も作成し、実地指導の際に指導事項を記録し、実施後5年間、保管してください。
・　自主点検に当たっては、複数の職員で検討するなどし、漏れなく点検してください。
・　自主点検表の点検は、「いる・いない・該当なし」のいずれかに☑をつけてください。

■自主点検表の見方

・　各項目は、原則として条例・省令・報酬告示の序文に沿った形式で作成しています。
・　各項目に事業種別を略称で記載していますので、該当する項目について記入してください。
・　根拠法令については、条例、省令では前の方に規定されている条文が準用されています。それらは引用されている該当条文のみ記載しています。

≪事業種別の略称≫

児発	…	児童発達支援	放デ	…	放課後等デイサービス
居訪	…	居宅訪問型児童発達支援	保訪	…	保育所等訪問支援
共通	…	全事業共通			

≪根拠法令の略称≫

略　称	名　　称
法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
条例	越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(令和元年条例第11号）
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日・障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知）
報酬告示	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日　障発0330第16号）

目　次

項目	内容		ページ
第1	**基本方針**		
1	共通	一般原則	5
2	共通	基本方針	6
3	共通	利用児童の状況	7
第2	**人員に関する基準**		
4	共通	従業者の状況	8
5	児発・放ﾃﾞ	児童発達支援・放課後等デイサービスにおける従業者の員数	9
6	居訪	居宅訪問型児童発達支援における従業者の員数	13
7	保訪	保育所等訪問支援における従業者の員数	13
8	共通	児童発達支援管理責任者	14
9	共通	管理者	17
10	共通	従業者等の秘密保持	17
第3	**設備に関する基準**		
11	共通	設備	18
第4	**運営に関する基準**		
12	共通	運営規程	19
13	共通	内容及び手続の説明及び同意	20
14	共通	契約支給量の報告等	21
15	共通	提供拒否の禁止	21
16	共通	連絡調整に対する協力	21
17	共通	サービス提供困難時の対応	22
18	共通	受給資格の確認	22
19	共通	障害児通所給付費等の支給の申請に係る援助	22
20	共通	心身の状況等の把握	22
21	共通	指定障害児通所支援事業者等との連携	22
22	居訪・保訪	身分を証する書類の携行	22
23	共通	サービスの提供の記録	23
24	共通	保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	23
25	共通	利用者負担額等の受領	23
26	共通	通所利用者負担額に係る管理	25
27	共通	障害児通所給付費の額に係る通知等	25
28	共通	サービスの取扱方針	25
29	共通	個別支援計画の作成等	27
30	共通	児童発達支援管理責任者の責務	29
31	共通	相談及び援助	29
32	共通	指導、訓練等	29
33	共通	社会生活上の便宜の供与等	30
34	共通	緊急時等の対応	30
35	共通	保護者に関する市町村への通知	30
36	共通	管理者の責務	30
37	共通	勤務体制の確保等	31

項目	内容		ページ
38	共通	業務継続計画の策定等	33
39	児発・放デ	定員の遵守	35
40	児発・放デ	非常災害対策	36
41	児発・放デ	安全対策等	37
42	共通	衛生管理等	38
43	児発・放デ 居訪	協力医療機関	39
44	共通	掲示	39
45	共通	身体拘束等の禁止	39
46	共通	虐待等の禁止	40
47	共通	秘密保持等（個人情報提供の同意）	40
48	児発・放デ	情報の提供等	41
49	共通	利益供与等の禁止	41
50	共通	苦情解決	41
51	共通	地域との連携等	42
52	共通	事故発生時の対応	43
53	共通	会計の区分	44
54	共通	記録の整備	44
第 5	**業務管理体制の整備**		
55	共通	業務管理体制の整備	45
第 6	**障害児通所給付費等の算定基準**		
56	共通	基本事項	47
57	共通	障害児通所給付費	47
第 7	**障害児通所給付費の算定及び取扱い**		
58	居訪	通所施設移行支援加算	54
59	保訪	初回加算	55
60	児発・放デ 保訪	家庭連携加算	55
61	児発・放デ	事業所内相談支援加算	56
62	共通	利用者負担上限管理加算	57
63	児発・放デ	福祉専門職員配置等加算	57
64	児発・放デ	欠席時対応加算	58
65	児発・放デ	特別支援加算	59
66	児発・放デ	強度行動障害児支援加算	59
67	児発・放デ	医療連携体制加算	59
68	児発・放デ	送迎加算	61
69	児発・放デ	延長支援加算	61
70	児発・放デ	関係機関連携加算	62
71	児発・放デ	保育・教育等移行支援加算	62
72	児発・放デ	個別サポート加算	62
73	共通	福祉・介護職員処遇改善加算	64
74	共通	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	66
75	共通	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	66

◆　基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 一般原則 共通	(1) 個別支援計画に基づくサービス提供義務 事業者は、保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。	□いる □いない □該当なし	条例第３条第３項
	(2) 障害児の人格尊重 障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第３条第４項
	(3) 関係機関等との連携 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第３条第５項
	(4) 虐待防止等の措置 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 取り組んでいるものにチェック又は記入してください。 □①　虐待防止委員会の設置 ※委員会で実施している内容 （　　） □②　虐待防止委員会での検討結果の従業員への周知徹底 □③　虐待防止や人権意識を高めるための従業員への研修 □④　職員が障害特性に応じた支援が出来るような知識や技術を獲得するための従業員への研修 □⑤　虐待防止のチェックリストを活用した各職員による定期的な自己点検（セルフチェック） □⑥「倫理綱領」「行動指針」等の制定と職員への周知 □⑦「虐待防止マニュアル」の作成と職員への周知 □⑧「権利侵害防止の掲示物」の職員の見やすい場所への掲示 □⑨　支援上の悩み等を職員が相談できる体制の整備 □⑩　利用者等に対する苦情解決制度等の活用の周知 ＜解釈通知　第二の３(2)＞ ○　虐待の防止等の必要な体制の整備等については、虐待防止に関する責任者の設置、研修などを通じた従業者の人権意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上のほかに、倫理綱領、行動規範等の作成、個々の障害児の状況に応じた通所支援計画の作成、また従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制等をいうものである。	□いる □いない □該当なし ○令和４年度からの義務化事項 1. 虐待の防止等のための責任者の設置 2. 従業者への研修の実施 3. 虐待防止委員会の設置 ☚　虐待防止のための対策検討委員会は、ＩＣＴの活用（テレビ電話装置等の利用）が可能です。	条例第３条第６項
	(5) 事故防止等の措置 障害児の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第３条第７項

◆　基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
2 基本方針 ★ 共通	(1) 児童発達支援の基本方針　児発 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第4条
	(2) 放課後等デイサービスの基本方針　放デ 障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第77条
	(3) 居宅訪問型児童発達支援の基本方針　居訪 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第89条
	(4) 保育所等訪問支援の基本方針　保訪 障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第97条

◆ 基本方針

項目	点検のポイント
3 利用児童の状況 共通	

(1) 利用児童数の推移

ア 児童発達支援・放課後等デイサービス〔 令和　　年　　月　時点 〕

記入月前月までの、各月の1日当たり平均利用児童数（人）を記入してください。

※ 多機能型の場合は児発・放デイ合算で記入してください。

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度利用児												
定　員												
本年度利用児												
定　員												

イ 居宅訪問型児童発達支援〔 令和　　年　　月　時点 〕

記入月前月までの、各月の実利用児童数（人）を記入してください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本年度利用児												

ウ 保育所等訪問支援〔 令和　　年　　月　時点 〕

記入月前月までの、各月の実利用児童数（人）を記入してください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本年度利用児												

(2) 利用児童（利用契約児童）の状況

記入月における初日時点の利用契約児童数（人）を記入してください。

※ 下段（　）内は重症心身障害児の数を内数で記入してください。

〔令和　　年　　月　　日時点〕

	小学校就学前	小学校以上 20歳未満							合　計
		小学校	中学校	特別支援学校			その他		
				小学部	中学部	高等部	18歳以上20歳未満		
児童発達支援	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
放課後等デイ	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
居宅訪問児発	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
保育所等訪問	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)

＜送迎の実施＞　あり　→　〔送迎利用児童数　　人〕〔車両台数　　台〕

なし

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
4 従業者の状況 共通	★該当する欄に従業者等の実人数を記入してください。 （※実地指導に伴い作成する場合は、実地指導日の前々月の初日時点の状況） 【常勤職員の１週間の勤務すべき時間数：　　時間/週】 〔令和　　年　　月　　日時点〕		

	管理者		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		障害福祉サービス経験者		訪問支援員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤												
非常勤												

	機能訓練担当職員		医師		看護職員		その他	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤								
非常勤								

＜用語の説明＞

・常勤　　：労働契約において、事業者等が（就業規則等で）定める常勤従業者の勤務時間と同じ勤務時間の者。職名等（正社員、アルバイト等）を問わない。

① 職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週 30 時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

② 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。

③ ②の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

・非常勤　：常勤の者の勤務時間に満たない者

・専従　　：当該事業所のみに勤務する職員

・兼務　　：専従でない職員（例：管理者と児童発達支援管理責任者の兼務、同じ法人の他事業所の従業者との兼務）

・常勤換算方法：「１週間の延べ勤務時間数」÷「常勤の１週間の勤務すべき時間数」
（小数点第２位以下切り捨て）

※　１週間の勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。

※　職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週 30 時間以上の勤務で常勤換算での計算上も１（常勤）と扱うことを認める。

・勤務延べ時間数：勤務表上、指定通所支援の提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該指定通所支援の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

◆　人員に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr>
<td>5
児童発達支援・放課後等デイサービスにおける従業者の員数
★
児発
放デ</td>
<td>(1) 必要人員数の確保
児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっていますか。

一　児童指導員、保育士（※）
サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる児童指導員等の合計数が、それぞれイ又はロに定める数以上
イ　障害児の数が10までのもの　2以上
ロ　障害児の数が10を超えるもの　2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上（例：11～15人･･･3人以上、16～20人･･･4人以上）
※児童指導員の要件について
<table>
<tr><th></th><th>要件</th><th>必要資料</th></tr>
<tr><td>①</td><td>地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</td><td>・卒業証明書</td></tr>
<tr><td>②</td><td>社会福祉士の資格を有する者</td><td>・資格証の写し</td></tr>
<tr><td>③</td><td>精神保健福祉士の資格を有する者</td><td>・資格証の写し</td></tr>
<tr><td>④</td><td>学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</td><td>・卒業証明書の写し（学部、学科、専攻の記載があるもの）
・成績・単位修得証明書</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</td><td>・成績・単位修得証明書
・左記理由により大学院への入学が認められたことの証明書の写し</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</td><td>・卒業証明書の写し（研究科の記載があるもの）
・成績・単位修得証明書</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</td><td>・卒業証明書の写し
・成績・単位修得証明書</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学院への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者</td><td>・実務経験証明書
※従事期間2年以上かつ十字日数360日以上の証明</td></tr>
<tr><td>⑨</td><td>学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めた者</td><td>・教員免許の写し
※養護教諭、栄養教諭は該当しない。</td></tr>
</table>
</td>
<td>□いる
□いない
□該当なし</td>
<td>条例第5条、第78条</td>
</tr>
</table>

⑩	3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者	・実務経験証明書 ※従事期間3年以上かつ従事日数540日以上の証明	

「児童福祉事業」に従事した経験とは、下記のいずれかにおける、直接支援又は相談支援の業務に従事した経験を指す。

●児童福祉法第6条の2に規定する事業
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業

●同法第6条の3に規定される事業
児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

●同法7条に規定される施設
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

●同法第12条に規定される児童相談所

二　児童発達支援管理責任者　1以上

<解釈通知　第三の1(1)①>

○　「提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる」とは、サービスの単位ごとに児童指導員又は保育士について、サービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたもの。

○　「障害児の数」は、サービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいう

☞　児童指導員等加配加算を市に届け出ている場合は、上記に加えて、常勤換算で1以上確保してください。

(2) 機能訓練担当職員の配置 (1)に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれていますか。 （この場合において、機能訓練担当職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。） <解釈通知　第三の1(1)③> ○　機能訓練を行う場合は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等の職員を置くこと。	□いる □いない □該当なし	条例第5条、第78条

	(3) 看護職員の配置 (1)に掲げる従業者のほか、医療的ケアが必要な障害児に対し医療的ケアを行う場合は、看護職員が置かれていますか。 （この場合において、看護職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該看護職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。） <解釈通知　第三の１(1)④> ○　以下のように、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を置かないことができる。 ア　医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 イ　当該事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務を行う場合 ウ　当該事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、認定特定行為業務従事者が特定行為を行う場合	□いる □いない □該当なし ☚「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職は除く。	

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
5 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける従業者の員数 （続き） ★ 児発 放デ	(4) 主として重症心身障害児を通わせる場合 (1)(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりになっていますか。 一　嘱託医　１以上 二　看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）　１以上 三　児童指導員又は保育士　１以上 四　機能訓練担当職員　１以上 五　児童発達支援管理責任者　１以上 <解釈通知　第三の１(1)⑥> ○　単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない日時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。ただし、事業所に機能訓練担当者は必ず置くものであり、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合であること。	□いる □いない □該当なし	条例第５条、第78条
	(5) サービスの単位 (1)及び(2)のサービスの単位は、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっていますか。 <解釈通知　第三の１(1)⑦> ○　サービスの単位とは、同時に、一体的に提供される支援をいう。例えば、午前と午後で別の児童に対して支援を提供する場合は２単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 ○　同一事業所で複数の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となる。	□いる □いない □該当なし	条例第５条、第78条
	(6) 常勤の従業者数 (1)の児童指導員又は保育士のうち、１人以上は、常勤となっていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第５条、第78条
	(7) 児童指導員又は保育士の配置 (2)(3)の規定により、機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合における児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっていますか。 ☞　「半数以上」は、サービスの提供時間帯を通じて常に確保される必要があります。ただし、（１）で規定された人員基準を超えて配置されたものには、適用はありません。 （例）定員１０人・従業者４人配置の場合、児童指導員又は保育士は基準上の２人のうち１人で可	□いる □いない □該当なし	条例第５条、第78条
	(8)インクルーシブ保育　児発 児童発達支援事業所等の利用者と保育所等の児童を交流させるときは、利用者の支援に支障がない場合に限り、利用者の支援従事者はこれら児童への支援も併せて行うことができるものとしていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第59条第３項

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
6 居宅訪問型児童発達支援における従業者の員数 ★ 居訪	(1) 必要人員数の確保 居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。 一　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二　児童発達支援管理責任者　1以上	□いる □いない □該当なし	条例第90条
	(2) 訪問支援員の要件 (1) に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（訓練等）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者となっていますか。 ＜解釈通知　第六の1＞ ○　従業者の員数については、各地域における居宅訪問型児童発達支援の利用の状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。 ○　サービスの提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された以後、直接支援の業務に3年以上従事した者とする。	□いる □いない □該当なし	条例第90条
7 保育所等訪問支援における従業者の員数 ★ 保訪	保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。 一　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二　児童発達支援管理責任者　1以上 ＜解釈通知　第七の1＞ ○　従業者の員数については、各地域における保育所等訪問支援の利用の状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。 ○　サービスの提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当な経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。	□いる □いない □該当なし	条例第98条
〔多機能型事業所〕	※　多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に配置される従業者については、当該多機能型事業所の職務に専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所ごとに配置される従業者間での兼務を可能としたものである。 ※　利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）の員数は、各指定障害児通所支援事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上とすること。		条例第102条 解釈通知 第八の1

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
8 児童発達支援管理責任者 ★ 共通	現在配置している児童発達支援管理責任者について、市に届け出ている内容を記入してください。		

氏名	（ 常勤 ・ 非常勤 ）	就任日：　　年　　月　　日 届出日：　　年　　月　　日	
実務経験	業務期間	①通算：　　年　　月間 ②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　年　　月間	
	従事日数	①通算：　　日 ②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　日	
	業務内容	職名（　　）	
研修受講状況	○旧児童発達支援管理責任者研修	修了日：　　年　　月　　日	
	○児童発達支援管理責任者基礎研修	修了日：　　年　　月　　日	
	○児童発達支援管理責任者実践研修	修了日：　　年　　月　　日	
	○児童発達支援管理責任者更新研修	修了日：　　年　　月　　日	
	○相談支援従事者初任者研修（講義部分）	修了日：　　年　　月　　日	
	※研修未受講者である場合 ・配置された事由（　　） ・猶予措置終了日：　　年　　月　　日		

氏名	（ 常勤 ・ 非常勤 ）	就任日：　　年　　月　　日 届出日：　　年　　月　　日	
実務経験	業務期間	①通算：　　年　　月間 ②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　年　　月間	
	従事日数	①通算：　　日 ②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　日	
	業務内容	職名（　　）	
研修受講状況	○旧児童発達支援管理責任者研修	修了日：　　年　　月　　日	
	○児童発達支援管理責任者基礎研修	修了日：　　年　　月　　日	
	○児童発達支援管理責任者実践研修	修了日：　　年　　月　　日	
	○児童発達支援管理責任者更新研修	修了日：　　年　　月　　日	
	○相談支援従事者初任者研修（講義部分）	修了日：　　年　　月　　日	

※　平成 30 年度までに受講した従前の「児童発達支援管理責任者研修」は、「旧児童発達支援管理責任者研修」として修了日を記入してください。

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
8 児童発達支援管理責任者 （続き） ★ 共通	(1) －1　児童発達支援管理責任者の配置　児発 放デ 児童発達支援管理責任者を１以上置いていますか。 そのうち、１人以上は、専任かつ常勤となっていますか。 <解釈通知　第三の１(1)⑧> ○　従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。 ○　児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等の重要な役割を担う者であり、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等とは異なる者でなければならない。	□いる □いない □該当なし	条例第５条、第78条
	(1) －2　児童発達支援管理責任者の配置　居訪 保訪 児童発達支援管理責任者を１以上置いていますか。 そのうち１人以上は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第90条、 第98条
	(2) 児童発達支援管理責任者の要件　共通 児童発達支援管理責任者は、次の一及び二に定める要件を満たしていますか。	□いる □いない □該当なし	H24厚労省告示 第230号
	一　次の(一)～(三)のいずれかの業務の実務経験者であること （いずれも障害児・児童・障害者の支援経験３年以上が必須） (一) 次のイ及び□の期間を通算した期間が５年以上 イ　相談支援業務 次の事業・施設の従業者が、相談支援の業務に従事した期間 (1) 障害児相談支援事業、身体・知的障害者相談支援事業 (2) 児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター (3) 障害児入所施設、児童養護施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設 (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター (5) 学校（大学を除く） (6) 病院・診療所（社会福祉主事任用資格者等に限る）　等 □　直接支援業務 次の事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間 (1) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室 (2) 障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、保育事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業所 (3) 病院・診療所、訪問看護事業所 (4) 特例子会社　(5) 学校（大学を除く）　等 (二) 次の期間を通算した期間が８年以上である者 ○　直接支援業務 上記(一)□の事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間 (三) 上記(一)及び(二)の期間を通算した期間が３年以上、かつ、国家資格等※の資格者がその資格に係る業務に従事した期間が通算して５年以上である者 ※ 医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、栄養士、精神保健福祉士　等		告示第１号 《Ｒ０１見直し》 ・直接支援業務 １０年→８年

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
8 児童発達支援管理責任者 （続き） ★ 共通	二　次のイ及びロの要件に該当する者であって、ロに定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した翌年度以降の 5 年度ごとに、児童発達支援管理責任者更新研修を修了したもの （ロに定める実践研修の修了日から 5 年を経過する日の属する年度の末日までの間は、更新研修修了者とみなす。） イ　児童発達支援管理責任者基礎研修（実務経験が 2 年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修）を修了し、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たすもの (1) 相談支援従業者初任者研修（講義部分）修了者 (2) 旧障害者ケアマネジメント研修修了者 ロ　次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしている者で、児童発達支援管理責任者実践研修を修了したもの (1) 基礎研修修了以後、実践研修開始日前 5 年間に通算して 2 年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事した者 (2) 平成 31 年 4 月 1 日において、旧告示に規定する児童発達支援管理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの 【更新研修未修了】　告示第 5 号 ○　期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、実践研修を改めて修了した日に実践研修修了者となったものとする。 【研修受講に係る経過措置】　告示第 3 号、第 4 号、第 7 号 ①旧児童発達支援管理責任者研修修了者 平成３１年3月３１日において旧要件を満たす者については、令和６年３月３１日までの間は児童発達支援管理責任者として現に従事しているものとみなす。 ②基礎研修修了者で実務要件を満たしている者 実務経験者が平成３１年４月１日以後令和４年３月３１日までに基礎研修修了者となった場合は、実践研修を修了していなくても、基礎研修修了日から３年を経過するまでの間は、当該実務経験者を児童発達支援管理責任者とみなす ③やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、当該事由が発生した日から１年間は、実務経験者であるものについては、研修要件を満たしているものとみなす。 【配置時の取扱いの緩和等】　告示第 6 号 常勤の児童発達支援管理責任者が１名配置されている事業所 ○　基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可 ○　基礎研修修了者を２人目の児発管として配置可 ☞　やむを得ない事由を判断するのは、市（子ども施策推進課）です。猶予措置を適用する際は、必ず市（子ども施策推進課）に相談してください。 ☞　児童発達支援管理責任者の配置に関して、「事業の開始後１年間は、実務経験者については研修を修了している者とみなす」旨の経過措置については、平成３１年３月３１日をもって終了となりました。		告示第 2 号

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
9 管理者 ★ 共通	専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ※　管理上支障がない場合はこの限りではない。 <解釈通知　第三の１(3)> ○　管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとするが、次の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職種を兼ねることができる。 ①　当該事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を含む）としての職務に従事する場合 ②　同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	□いる □いない □該当なし	条例第７条、第79条、第91条、第99条
10 従業者等の秘密保持 ★ 共通	(1) 従業者等の秘密保持の義務 従業者及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 <解釈通知　第三の３(37)①> ○　従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持を義務付けたもの	□いる □いない □該当なし	条例第47条、第83条、第96条、第101条
	(2) 従業者等であった者に対する秘密保持のための措置 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 <解釈通知　第三の３(37)②> ○　従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたもの ○　具体的には、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするもの ☞　在職中と併せて、退職後における秘密保持義務を誓約書などに明記することが必要となります。	□いる □いない □該当なし	条例第47条、第83条、第96条、第101条

◆　設備に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
11 設備 ★ 共通	(1) −1　必要な設備等　児発 放デ 指導訓練室、相談室及び便所並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 <解釈通知　第三の2(1)> ○　原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該施設に出向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用するものである。 ☞　国の基準省令では、指導訓練室以外は、設備及び備品等については具体的な規定はなく、市条例において、相談室及び便所を必置の設備として定めています。 ☞　多機能型事業所の場合は、サービスに支障を来さないように配慮しつつ、一体的に行う他の事業所設備を兼用することができるものです。	□いる □いない □該当なし	条例第9条第1項、 第80第1項
	(1) −2 必要な設備等　居訪 保訪 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 <解釈通知　第六の2(1)> ○　必要な設備等は次のとおり ①事務室（他事業と同一でも可、区画を明確に特定する） ②受付等のスペース（相談等の対応に適切なスペース） ③設備及び備品等（感染症予防に必要な設備等に配慮）	□いる □いない □該当なし	条例第92条 第1項、第101条
	(2) 指導訓練室　児発 放デ 指導訓練室は、障害児1人当たりの床面積を2．47㎡以上とし、訓練に必要な機械器具等を備えていますか。 ☞　指導訓練室の面積要件は、市条例において定めているものです。 ☞　利用者の障害の特性や指導訓練の内容等に応じて、適切なサービスが提供できるよう適当な広さや数を確保してください。	□いる □いない □該当なし	条例第9条第2項、 第80条第2項
	(3) 専用の設備等　共通 (1) に規定する設備及び備品等は、専らサービスの事業の用に供するものとなっていますか。 ※　障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。 <サービスの提供に必要な備品> ※　多機能型事業所の設備については、当該各指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りでないこと。	□いる □いない □該当なし	条例第9条第3項、第80第3項、 第92条第2項 第100条 解釈通知 第八の2

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>12
運営規程
★
共通</td><td>事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めていますか。
☞　運営規程に法令等で定める記載事項が定められているか、事業所の現況や運営実態、重要事項説明書や利用契約書、パンフレット等の記載と合っているか、点検してください。
☞　運営規程の記載事項を変更した場合は市（子ども施策推進課）に届出が必要です。</td><td>□いる
□いない
□該当なし</td><td>条例第37条、第83条、第95条、第101条</td></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>運営規程に定めるべき重要事項</th><th>主な指摘のポイント</th></tr>
<tr><td>①　事業の目的及び運営の方針</td><td rowspan="13">②～⑥など
・事業所の実態、重要事項説明書等と合っているか（特に②③⑥など）。
③営業時間は事業所に職員を配置し、受入体制を整えている時間であって送迎時間は含まない。（平成24年厚労省Q&Aの103）
④利用定員は障害児数の上限であり、サービス単位があれば単位ごとに定員を定める。
⑤指導、訓練以外の、行事や日課等のサービスがあればその費用も記載する。
⑥通常の事業の実施地域は、客観的に区域が特定されているか。
⑪虐待の防止は、具体的措置が定められているか。
・虐待防止責任者の選定
・苦情解決体制の整備
・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修実施
・虐待防止委員会の設置等に関すること　等</td></tr>
<tr><td>②　従業者の職種、員数及び職務の内容</td></tr>
<tr><td>③　営業日及び営業時間</td></tr>
<tr><td>④　利用定員　※</td></tr>
<tr><td>⑤　サービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</td></tr>
<tr><td>⑥　通常の事業の実施地域</td></tr>
<tr><td>⑦　サービスの利用に当たっての留意事項</td></tr>
<tr><td>⑧　緊急時等における対応方法</td></tr>
<tr><td>⑨　非常災害対策　※</td></tr>
<tr><td>⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　※</td></tr>
<tr><td>⑪　虐待の防止のための措置に関する事項</td></tr>
<tr><td>⑫　個人情報の取扱い</td></tr>
<tr><td>⑬　その他運営に関する重要事項
（苦情解決体制、事故発生時の対応等）</td></tr>
</table>
※　居宅訪問型児童発達支援 及び 保育所訪問支援については、④⑨⑩は除く。
☞　従業者の員数、営業日・時間、利用者負担額の種類・額、通常の事業の実施地域などが、事業所の実態や重要事項説明書と合っているか、見比べてください。
☞　なお、従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非常勤の内訳等は必ずしも要しません。また、員数は定数ではなく、「○名以上」、「越谷市条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。」と定めることができます。
☞　通常の事業の実施地域については、地域外のサービス提供を妨げるものではありません。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
13 内容及び手続の説明及び同意 ★ 共通	(1) 重要事項の説明 通所給付決定保護者がサービスの利用申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書、パンフレット等）を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。 <解釈通知　第三の３(2)> ○　あらかじめ、利用申込者に対し、施設を選択するために必要な次の重要事項を懇切丁寧に説明し、サービス提供を受けることにつき、同意を得なければならない ・ 運営規程の概要　・ 従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応　・ 苦情解決の体制　等 ☞　利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされています。ついては、重要事項説明書は２部作成し、説明者の職氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、１部は利用者に交付、１部は事業所で保管してください。 ☞　重要事項説明書の記名押印と、契約書の記名押印が一緒となっている例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容等を理解して事業所を選択するために、利用申込の際に（契約前に）説明する書類で、利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。	□いる □いない □該当なし	条例第12条、第83条、第96条、第101条
	(2) 利用契約 社会福祉法第77条の規定（利用契約の成立時の書面の交付）に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。 <解釈通知　第三の３(2)> ○　利用申込者との間で契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第７７条第１項の規定に基づき、 ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③当該サービスの提供につき保護者が支払うべき額に関する事項 ④サービスの提供開始年月日 ⑤サービスの係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付すること。 ☞　利用契約書の契約当事者は事業所（管理者）ではなく事業者（法人・法人代表者）です。利用契約書には、法人代表者の職名・氏名を記載し、代表者印を押印してください。（※契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除く） ☞　利用契約書は２部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印し、１部を利用者に交付し、１部は事業所が保管してください。 ☞　契約日、契約の終期が空欄である、又は自動更新規定を設けていないため契約期間が終了してしまっている、などの指摘例があります。	□いる □いない □該当なし	条例第12条 以下準用

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
14 契約支給量の報告等 ★ 共通	(1) 受給者証への必要事項の記載 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、通所支給決定保護者に提供することを契約したサービスの量（契約支給量）その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を保護者の通所受給者証に記載していますか。 <解釈通知　第三の３(3)> ○　事業者は契約が成立した時は、受給者証に次の必要な事項を記載すること。 ・ 事業者及び事業所の名称・支援の内容 ・ 契約支給量（月当たりの支援の提供量） ・ 契約日　等 ☞　事業所は、契約の際、または契約支給量等を変更した場合は、サービス種類ごとに、サービス内容、契約支給量、契約日等を漏れなく受給者証に記載してください。 ☞　記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。 →「19 受給資格の確認」を参照	□いる □いない □該当なし	条例第13条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) 契約支給量 契約支給量の総量は、当該給付決定保護者の支給量を超えていませんか。	□いる □いない □該当なし	条例第13条第2項 以下準用
	(3) 市町村への報告 サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	□いる □いない □該当なし	条例第13条第3項 以下準用
	(4) 受給者証記載事項の変更時の取扱い 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1) から (3) に準じて取り扱っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第13条第4項 以下準用
15 提供拒否の禁止 共通	正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。 <解釈通知　第三の３(4)> ○　提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次のとおり ①　利用定員を超える利用申込みがあった場合 ②　入院治療の必要がある場合 ③　当該事業所の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合　等 ○　支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由に当たらないものである。	□いる □いない □該当なし	条例第14条、第83条、第96条、第101条
16 連絡調整に対する協力 共通	サービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。	□いる □いない □該当なし	条例第15条、第83条、第96条、第101条

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
17 サービス提供困難時の対応 共通	通常の事業の実施地域等を勘案し、障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第16条、第83条、第96条、第101条
18 受給資格の確認 ★ 共通	サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、サービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第17条、第83条、第96条、第101条
19 障害児通所給付費等の支給の申請に係る援助 共通	(1) 通所給付決定を受けていない者 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第18条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) 利用継続のための援助 サービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第18条第2項以下準用
20 心身の状況等の把握 ★ 共通	サービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第19条、第83条、第96条、第101条
21 指定障害児通所支援事業者等との連携等 ★ 共通	(1) サービス提供時の関係機関等との連携 サービスの提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第20条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) サービス提供終了に伴う関係機関等との連携 サービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第20条第2項以下準用
22 身分を証する書類の携行 居訪 保訪	居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ＜解釈通知　第六の3(1)＞ ○　障害児等が安心してサービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、保護者等から求められたときは、これを提示する旨を指導しなければならないこと。 ○　この証書等には、事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	□いる □いない □該当なし	条例第93条、第101条

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
23 サービスの提供の記録 ★ 共通	(1) サービス提供の記録 サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録していますか。 <解釈通知　第三の３(10)①> ○　保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたもの。 ☞　利用者の出欠状況、勤務した職員、活動内容、連絡事項等の活動状況の概要を、「業務日誌」として営業日の都度、漏れなく記録に残してください。 ☞　連絡帳も記録の一つであり、手元に残らないのであれば、必要に応じてコピーを取るなどしてください。	□いる □いない □該当なし	条例第21条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) サービス提供の確認 上記 (1) の規定による記録に際しては、保護者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 <解釈通知　第三の３(10)②> ○　サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、保護者からの確認を得なければならないこととしたもの。 ☞　サービス提供実績記録表など（報酬請求の入力の際に照合する書類等）に、日々利用の都度、利用者自らが押印・サイン等の方法により利用確認をしてください。 ☞　併せて、出欠簿、タイムカード、支援記録簿、連絡帳などを活用し、利用確認ができるよう工夫してください。	□いる □いない □該当なし	条例第21条第2項以下準用
24 保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 共通	(1) 利用者負担額以外の金銭の支払の範囲 サービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、保護者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第22条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) 金銭支払いに係る保護者への説明 金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ていますか。 ※　次の26(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない	□いる □いない □該当なし	条例第22条第2項以下準用
25 利用者負担額等の受領 ★	(1) 通所利用者負担額の受領　共通 サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該サービスに係る通所利用者負担額の支払を受けていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第23条第1項、第82条第1項、第94条第1項、第101条
	(2) 法定代理受領を行わない場合　共通 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、サービスに係る通所支援基準額の支払いを受けていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第23条第2項、第82条第2項、第94条第2項、第101条

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
25 利用者負担額等の受領 （続き） ★	(3) －1 その他受領が可能な費用　児発 放デ 上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けていますか。 一　食事の提供に要する費用（児童発達支援センターに限る。） 二　日用品費 三　サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの ≪参照≫ 「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(H24.3.30 障発 0330 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) ○　給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある。 ○　「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」（「その他の日常生活費」）の受領については、保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。 ○　「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程で定められなければならない。 ○　「その他の日常生活費」の具体的な範囲は次のとおり (1) 身の回り品として必要なものを事業者が提供する場合の費用 (2) 教養娯楽等として必要なものを事業者が提供する場合の費用	□いる □いない □該当なし	条例第 23 条第 3 項、第 82 条第 3 項
	(3) －2 その他受領が可能な費用　居訪 保訪 居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第 94 条第 3 項、第 101 条
	(4) 領収証の交付　共通 上記（1）から（3）の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付していますか。	□いる □いない □該当なし	条例第 23 条第 5 項、第 82 条第 4 項、第 94 条第 4 項、第 101 条
	(5) 通所決定保護者の同意　共通 上記(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、保護者の同意を得ていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第 23 条第 6 項、第 82 条第 4 項、第 94 条第 4 項、第 101 条

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
26 通所利用者負担額に係る管理 共通	通所給付決定に係る障害児が同一の月に他の事業者等が提供する通所支援サービスも受けた場合において、障害児の保護者から依頼があったときは、当該サービス及び当該他の通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定していますか。 この場合において、当該サービス及び当該他の通所支援の状況を確認尾上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該保護者及び当該他の通所支援を提供した事業者等に通知していますか。	□いる □いない □該当なし	条例第24条、第83条、第96条、第101条
27 障害児通所給付費の額に係る通知等 ★ 共通	(1) 通所決定保護者への通知 法定代理受領により当該サービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該保護者に係る障害児通所給付費の額を通知していますか。 ☞　通知は給付費の受領日以降に発出してください。 ☞　通知には、通知日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、給付費の受領日・給付額などを記載します。	□いる □いない □該当なし	条例第25条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) サービス提供証明書の交付 法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付していますか。	□いる □いない □該当なし	条例第25条第2項以下準用
28 サービスの取扱方針 共通	(1) サービスの提供への配慮　共通 事業者は、個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。	□いる □いない □該当なし	条例第26条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) サービス提供に当たっての説明　共通 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。 <解釈通知　第三の３(15)②> ○　支援上必要な事項とは、個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。	□いる □いない □該当なし	条例第26条第2項以下準用
	(3) サービスの質の評価及び改善　共通 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 <解釈通知　第三の３(15)③> ○　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らねばならないとしたもの。	□いる □いない □該当なし	条例第26条第3項以下準用

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr>
<td>28
サービスの取扱方針
（続き）

共通</td>
<td>(4) 自己評価及び保護者評価の実施　児発 放デ
児童発達支援支援及び放課後等デイサービス事業者は、上記(3)の規定により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っていますか。
一　障害児や保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
三　事業の用に供する設備及び備品の状況
四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
五　障害児や保護者に対する必要な情報の提供、助言・援助の実施状況
六　緊急時における対応方法及び非常災害対策
七　業務の改善を図るための措置の実施状況

<解釈通知　第三の３(15)④>
○　サービスの質の評価及び改善を行うため、事業所が自ら評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者の評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたもの。
○　当該評価及び改善を図るに当たっては、厚生労働省が定めるガイドラインを参考にすることが望ましい。

≪参照≫
「児童発達支援ガイドライン」（平成29年7月厚生労働省保健福祉部長通知）
「放課後等デイサービスガイドライン」（平成27年4月厚生労働省保健福祉部長通知）</td>
<td>□いる
□いない
□該当なし</td>
<td>条例第26条第4項、第77条</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>(5) 評価及び改善内容の公表　児発 放デ
児童発達支援支援及び放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、上記(4)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表していますか。

≪自己評価等結果の状況（直近の2か年度）≫
<table>
<tr><th></th><th></th><th>年度</th><th>年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">取組時期</td><td>保護者評価</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>職員による自己評価</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>事業所全体による評価</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公表結果</td><td>公表日</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>公表の方法</td><td>□インターネット
□保護者向けお知らせ
□事業所内の掲示
□その他
（　　）</td><td>□インターネット
□保護者向けお知らせ
□事業所内の掲示
□その他
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">市への報告</td><td>□あり（提出日：　　）
□なし</td><td>□あり（提出日：　　）
□なし</td></tr>
</table>
☆　公表が未実施の場合、平成31年4月以降、未公表状態が解消されるまでの間、障害児全員について減算が適用となる。</td>
<td>□いる
□いない
□該当なし</td>
<td>条例第26条第5項、第83条</td>
</tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
29 個別支援計画の作成等 ★ 共通	(1) 個別支援計画の作成業務 管理者は、児童発達支援管理責任者に、個別支援計画（通所支援計画）の作成に関する業務を担当させていますか。 <解釈通知　第三の３(16)①> ○　個別支援計画には次の事項等を記載すること ・ 保護者及び障害児の生活に対する意向 ・ 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期 ・ 生活全般の質を向上させるための課題 ・ サービスの具体的内容（行事や日課等も含む） ・ サービスを提供する上での留意事項　等 ○　計画の様式は事業所毎に定めるもので差し支えない。 ○　個別支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 ☞　計画書には上記以外にも、作成日・作成者(児童発達支援管理責任者)氏名を記載し、利用者には署名・押印等のほか、同意日も記載してもらってください。	□いる □いない □該当なし	条例第27条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) アセスメント 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討していますか。 <解釈通知　第三の３(16)②> ○　児童発達支援管理責任者は次の手順により支援を実施 ①担当者等会議を開催し、計画原案について意見を求める ②計画を保護者及び障害児に説明し、文書で同意を得る ③保護者へ計画を交付する ④計画の実施状況を確認しながら、見直すべきかを検討	□いる □いない □該当なし	条例第27条第2項 以下準用
	(3) 保護者等への面接 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及び障害児に面接していますか。 この場合において、面接の趣旨を保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第27条第3項 以下準用
	(4) 児童発達支援管理責任者の役割 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの具体的内容、サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第27条第4項 以下準用

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
29 個別支援計画の作成等 （続き） ★ 共通	(5) 計画作成に係る会議 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めていますか。 ☜ 個別支援計画作成等に係る担当者等会議は、ＩＣＴの活用（テレビ電話装置等の利用）が可能です。	□いる □いない □該当なし	条例第27条第5項 以下準用
	(6) 計画の同意 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得ていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第27条第6項 以下準用
	(7) 計画の交付 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を保護者に交付していますか。	□いる □いない □該当なし	条例第27条第7項 以下準用
	(8) 計画の変更 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第27条第8項 以下準用
	(9) モニタリング 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。 一　定期的に保護者及び障害児に面接すること 二　定期的にモニタリングの結果を記録すること	□いる □いない □該当なし	条例第27条第9項 以下準用
	(10) 計画変更時の取扱い 個別支援計画の変更については、上記（2）から（7）までの規定（アセスメントから計画交付まで）に準じて行っていますか。 ☞ 実地指導で指導が多い事例 ・ 計画を作成していない。 ・ 計画原案に利用者の同意を得てない。 ・ 計画を利用者に交付していない。 ・ 計画を６月に１回以上、見直していない。 →　計画未作成減算の対象となります。 （「55(7) 個別支援計画未作成減算」参照）	□いる □いない □該当なし	条例第27条第10項 以下準用

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
30 児童発達支援管理責任者の責務 ★ 共通	児童発達支援管理責任者は、上記29に規定する個別支援計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 一　次の31に規定する相談及び援助を行うこと 二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと	□いる □いない □該当なし	条例第28条、第83条、第96条、第101条
31 相談及び援助 共通	常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 <解釈通知　第三の３(18)> ○　常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするもの。	□いる □いない □該当なし	条例第29条、第83条、第96条、第101条
32 指導、訓練等 ★ 共通	(1) 心身の状況に応じた指導等 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っていますか。 <解釈通知　第三の３(19)①> ○　サービスの提供に当たっては、個別支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術を持って指導、訓練を行うこと。 ○　指導、訓練の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。	□いる □いない □該当なし	条例第30条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) 社会生活への適応性を高めるための指導等 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第30条第2項以下準用
	(3) 適性に応じた指導等 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第30条第3項以下準用
	(4) 従業者の体制 常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させていますか。 <解釈通知　第三の３(19)②> ○　適切な訓練を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時１人以上の従業者を従事させることを規定したもの。	□いる □いない □該当なし	条例第30条第4項以下準用
	(5) 従業者以外の者による指導等の禁止 障害児に対して、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていませんか。	□いる □いない □該当なし	条例第30条第5項以下準用

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
33 社会生活上の便宜の供与等 共通	(1) レクリエーション行事の実施 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っていますか。 <解釈通知　第三の３(21)①> ○　画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこと。	□いる □いない □該当なし	条例第32条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) 家族との連携 常に障害児の家族との連携を図るよう努めていますか。 <解釈通知　第三の３(21)②> ○　障害児の家族に対し、事業所の会報の送付、事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児と家族が交流できる機会等を確保するよう努めること。	□いる □いない □該当なし	条例第32条第2項以下準用
34 緊急時等の対応 ★ 共通	現にサービスの提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ☞　緊急時に備えて日頃からできることの例 ・障害児の既往症や発作の有無などを把握し、連絡方法　(医療機関・家族等）や対応方法を整理し、すぐに対応できるようにする ・救急車を呼んだ場合に情報提供などの対応ができるようにする ・携帯連絡先、連絡網を整理し、すぐに連絡がとれる体制を整える ・過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業者で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく ・救急用品を整備する、応急手当について学ぶ　など	□いる □いない □該当なし	条例第34条、第83条、第96条、第101条
35 保護者に関する市町村への通知 共通	通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 <解釈通知　第三の３(24)> ○　市町村は不正手段等により給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給相当額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、事業者は、給付費の適正支給の観点から、遅滞なく市町村に意見を付して通知しなければならない。	□いる □いない □該当なし	条例第35条、第83条、第96条、第101条
36 管理者の責務 共通	(1) 一元的な管理 管理者は、従業者及び業務等の管理その他管理を、一元的に行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第36条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) 指揮命令 管理者は、従業者に運営に関する指定基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第36条第2項以下準用

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
37 勤務体制の確保等 ★ 共通	(1) 勤務体制の確保 障害児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 <解釈通知　第三の３(27)①> ○　事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。	□いる □いない □該当なし	条例第38条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) 従業者によるサービス提供 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※　障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 <解釈通知　第三の３(27)②> ○　原則として事業所の従業者によってサービスを提供するべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。	□いる □いない □該当なし	条例第38条第2項 以下準用
	(3) 研修機会の確保 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 <解釈通知　第三の３(27)③> ○　研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。	□いる □いない □該当なし	条例第38条第3項 以下準用
	(4) 適切な職場環境の維持（ハラスメント対策） 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 <解釈通知　第三の３(27)> ○　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業者が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。	□いる □いない □該当なし	以下準用条例第38条第4項

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
37 勤務体制の確保等 （続き） ★ 共通	＜解釈通知　第三の３(27)＞ また、障害児による従業者に対する問題行動については、従業者の就業環境が害されることを防止するため、従業者からの相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じることが望ましい。さらに、障害児の問題行動が逓減し、障害児の心身が健やかに成長・発達等するよう支援をしていくことが必要であることに留意すること。 ア　事業者が講ずべき措置の具体的内容 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 ａ　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 イ　事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。		

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
38 業務継続計画の策定等 ★ 共通	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 <解釈通知　第三の３(28)①> ○　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、事業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 　なお、当該義務付けの適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。 <解釈通知　第三の３(28)②> ○　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ア　感染症に係る業務継続計画 　a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 　b　初動対応 　c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ　災害に係る業務継続計画 　a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 　b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 　c　他施設及び地域との連携	□いる □いない □該当なし	以下準用条例第38条の2第1項

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
38 業務継続計画の策定等（続き） ★ 共通	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 ＜解釈通知　第三の３(28)③＞ ○　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ＜解釈通知　第三の３(28)④＞ ○　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年２回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	□いる □いない □該当なし	以下準用条例第38条の2第2項
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	□いる □いない □該当なし	以下準用条例第38条の2第3項

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
39 定員の遵守 ★ 児発 放デ	(1) 利用定員 利用定員は10人以上となっていますか。 ※　主として重症心身障害児を通わせる事業所にあっては、利用定員を 5 人以上とすることができる。 ※　多機能型事業所（通所支援の事業のみを行う事業所に限る）は、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての通所支援の事業を通じて 10 人以上（主として重症心身障害児を通わせる事業所にあっては、5 人以上）とすることができる。 ※　多機能型事業所（通所支援の事業のみを行う事業所を除く。）は、多機能型事業所の利用定員の合計数が 20 人以上である場合は、当該多機能型事業所において実施する児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用定員を 5 人以上とすることができる。なお、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合は、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて 5 人以上とすることができる。 ＜解釈通知　第三の３(1)＞ ○　安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたもの。 ○　「利用定員」とは、１日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうもの。	□いる □いない □該当なし	条例第 11 条、第 81 条、第 104 条
	(2) 定員の遵守 利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、サービスの提供を行っていませんか。 ※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ＜解釈通知　第三の３(29)＞ ○　障害児に対するサービスの提供に支障が生じることがないよう、原則として、事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するもの。 ○　次に該当する利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたもの。 ①１日当たりの障害児の数 ・定員 50 人以下：定員×150/100 以下 ・定員 51 人以上：定員＋(定員－50)×125/100＋25 以下 ②過去３月間の障害児の数 ・定員×開所日数×125/100 以下 ☞　①②の基準を超えた利用は報酬減算（３０%減算）の対象となります。 →「項目　定員超過利用減算」を参照	□いる □いない □該当なし	条例第 39 条、第 83 条

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
40 非常災害対策 ★ 児発 放デ	(1) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。 ＜解釈通知　第三の３(30)＞ ①消火設備その他非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備 ☞ 消防署等に確認してください。 ②非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第３条に規定する消防計画（防火管理者が作成する消防計画又は準ずる計画）、風水害・地震等の災害に対処するための計画 ☞ 防災計画を作成してください。 ③関係機関への通報及び連絡体制 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえる体制を作る ≪参照≫「障害者施設等・グループホーム危機管理マニュアル」 （市障害福祉課作成、平成 27 年 4 月作成版）	□いる □いない □該当なし	条例第 40 条第 1 項、第 83 条
	(2) 想定される災害に応じた非常災害対策計画を策定していますか。 ☞　非常災害対策計画は、施設等の立地条件等に応じ、風水害（浸水等）、地震、土砂災害（がけ崩れ、地すべり等）に対応した内容としてください。 ☞　洪水ハザードマップを確認し、必要に応じて浸水等風水害時の対応ができる体制を整備してください。 ☞　「土砂災害警戒区域」「地すべり危険個所」等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は、連絡・避難体制について市町村と十分な調整を行ってください。	□いる □いない □該当なし	
	(3) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第 40 条第 2 項、第 83 条

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
40 非常災害対策 （続き） ★ 児発 放デ	(4) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第40条第3項、第83条
	(5) 障害者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。　※条例でのみ規定	□いる □いない □該当なし	条例第40条第4項、第83条
41 安全対策等 児発 放デ	(1)安全計画の策定 施設ごとに設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※令和６年４月１日から義務化	□いる □いない □該当なし	条例第40条の2第1項
	(2)研修及び訓練の実施 従業員に対し、安全計画について周知するとともに安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施していますか。 ※令和６年４月１日から義務化	□いる □いない □該当なし	条例第40条の2第2項
	(3)保護者への周知 利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。 ※令和６年４月１日から義務化	□いる □いない □該当なし	条例第40条の2第3項
	(4)安全計画の見直し 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていますか。 ※令和６年４月１日から義務化	□いる □いない □該当なし	条例第40条の2第4項
	(5)自動車運行時の利用者の所在確認 利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、所在を確認していますか。	□いる □いない □該当なし	条例第40条の3第1項
	(6)送迎用自動車への安全装置の装備 利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車時における利用者の所在確認を行っていますか。 ※令和６年４月１日から義務化 ※送迎を目的とした自動車のうち、座席が３列以上ある自動車に原則としてブザー等の設置が必要です。	□いる □いない □該当なし	条例第40条の3第2項

◆　運営に関する基準

42 衛生管理等 ★ 共通	(1) 設備等の衛生管理 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第41条第1項、第83条
	(2) 感染症の発生及びまん延防止等 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置(従業者へ周知等)を講ずるよう努めていますか。 ＜解釈通知　第三の3(31)＞ ○　感染症又は食中毒が発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと ○　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること ○　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること ●　実際に取り組んでいるものにチェックしてください。 □　感染対策委員会開催（おおむね3か月に1回以上） □　指針の整備 □　研修実施（年2回以上） □　訓練（シミュレーション）実施（年2回以上） ※上記の取組は令和6年4月1日から義務化されます	□いる □いない □該当なし	条例第41条第2項、第83条

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
43 協力医療機関 児発 放デ 居訪	障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 ＜解釈通知　第三の３(32)＞ ○　事業所から至近距離にあることが望ましい。	□いる □いない □該当なし	条例第42条、第71条、第80条の9
44 掲示 ★ 共通	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ☞　利用者の特性や壁面のスペースがないなど、掲示が難しければ、入口に近い場所か相談室等に「閲覧用ファイル」と表示して運営規程・重要事項説明書・パンフレット等を備え付け、利用者の閲覧に供してください。	□いる □いない □該当なし	条例第43条、第71条、第80条の9、第88条
45 身体拘束等の禁止 ★ 共通	(1) 身体拘束等の禁止 サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。	□いる □いない □該当なし	条例第44条第1項、第71条、第80条の9、第88条
	(2) 身体拘束等の記録 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容等について障害児又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、身体的拘束等を行った場合は、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。 ☞　やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。 ≪参照≫「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 (H30.6 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進課) （1）やむを得ず身体拘束を行う場合の３要件 ① 切迫性　② 非代替性　③ 一時性 （2）やむを得ず身体拘束を行うときの手続き ① 組織による決定と個別支援計画への記載 ② 本人・家族への十分な説明 ③ 必要な事項の記録 ④ 身体拘束廃止未実施減算の創設	□いる □いない □該当なし	条例第44条第2項 以下準用

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
45 身体拘束等の禁止（続き） ★ 共通	（3）身体拘束等の適正化（※令和４年４月１日から義務化） ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（少なくとも１年に１回）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第44条第3項以下準用 ☜　身体拘束等の適正化のための対策検討委員会は、ICTの活用（テレビ電話装置等の利用）が可能です。
	②　身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	□いる □いない □該当なし	
	③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年１回以上）実施していますか。 ➡上記(2),(3)の基準を満たしていない場合に基本報酬を 5%減算 ※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。	□いる □いない □該当なし	
46 虐待等の禁止 ★ 共通	従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。 <解釈通知　第三の３(35)、(26)⑧> ○　従業者は、障害児に対し虐待等の行為を禁止したもの ○　虐待防止の具体的措置は、運営規程に定めることを義務づけた虐待防止のための措置に関する事項を参考にすること ・ 虐待防止に関する責任者の設置 ・ 苦情解決体制の整備 ・ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施 ・ 虐待防止委員会の設置等に関すること ≪参照≫ 「児童虐待の防止等に関する法律」第２条 １　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ２　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ３　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 ４　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	□いる □いない □該当なし	条例第45条、第83条、第96条、第101条
47 秘密保持等（個人情報提供の同意） ★ 共通	障害児入所施設等、障害福祉サービス事業者等、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ていますか。 <解釈通知　第三の３(37)③> ○　従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の事業者と共有するためには、あらかじめ文書により同意を得る必要があることを規定したもの ○　この同意は、サービス提供開始時に保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである ☞　個人情報保護方針等の説明にとどまらず、「個人情報提供同意書」等により書面で同意を得てください。 また、ホームページへの写真掲載等は、個別の同意が必要です。	□いる □いない □該当なし	条例第47条、第83条、第96条、第101条

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
48 情報の提供等 ★ 児発 放デ	(1) 情報の提供 　サービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第48条第1項、第83条
	(2) 虚偽又は誇大広告 　事業者について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなってはいませんか。	□いる □いない □該当なし	条例第48条第2項、第83条
49 利益供与等の禁止 共通	(1) 利益供与の禁止 　障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又は家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。	□いる □いない □該当なし	条例第49条第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) 利益収受の禁止 　障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。	□いる □いない □該当なし	条例第49条第2項以下準用
50 苦情解決 ★ 共通	(1) 苦情解決のための措置 　その提供したサービスに関する障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ※　苦情解決体制を重要事項説明書等に記載してください。 <解釈通知　第三の３(39)①> ○　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所等における苦情を解決するための措置を講ずること ○　当該措置の概要については、保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい ≪参照≫ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」 （平成12年6月7日付け障第452号ほか、厚生省通知） 1　事業所に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を置く。 （苦情解決責任者）施設長・理事長・管理者等 （苦情受付担当者）職員のうち適当な者 2　苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために「第三者委員」を設置する。	□いる □いない □該当なし	条例第50条第1項、第83条、第96条、第101条

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
50 苦情解決 （続き） ★ 共通	☞　第三者委員は、苦情解決に第三者が加わることで、苦情が責任者に届かなかったり、密室化することを防ぐもので、事業者と第三者的な立場にあることが重要です。 指針では、第三者委員は苦情解決を円滑・円満に図ることができる者等（例：監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など）であり、複数が望ましいとされています。なお、明文の制限はありませんが、親族は避けてください。 ☞　重要事項説明書には、苦情等相談窓口として事業所の窓口（苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員）のほか、事業所以外の窓口として、次の内容を記載してください。 ①市町村の苦情相談等の窓口 利用者が支給決定を受けた市町村の障害福祉担当課等の名称・連絡先 ②埼玉県運営適正化委員会の窓口 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷４－２－65　彩の国すこやかプラザ１階 ・相談専用電話番号　048-822-1243　・受付時間　月曜～金曜日９：00～16:00		
	(2) 苦情受付の記録 上記（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 <解釈通知　第三の３(39)②> ○　苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたもの ○　事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきもの ☞　苦情の受付日、苦情のポイントや対応案、対応結果を記載できる様式を定めてください。	□いる □いない □該当なし	条例第50条第2項 以下準用
	(3) 市町等が行う調査等への協力、改善 その提供したサービスに関し、法第21条の5の22第1項の規定により市町又は都道府県知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して市町等が行う調査に協力するとともに、市町等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	条例第50条第3項 以下準用
	(4) 改善内容の報告 市町等からの求めがあった場合には、上記（3）の改善の内容を知事等に報告していますか。	□いる □いない □該当なし	条例第50条第4項 以下準用
	(5) 運営適正化委員会が行う調査等への協力 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。	□いる □いない □該当なし	条例第50条第5項 以下準用
51 地域との 連携等 共通	その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 <解釈通知　第三の３(40)①> ○　事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこと。	□いる □いない □該当なし	条例第51条第1項、第83条、第96条、第101条

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td rowspan="2">52
事故発生時の対応
★
共通</td><td>(1) 事故発生時の措置
障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。

＜解釈通知　第三の３(41)＞
○　障害児が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市、県及び障害児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること
○　このほか、以下の点に留意すること
・　サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと
また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと
・　事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」が示されているので、参考にされたい。

≪参照≫「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」抜粋
（平成14年3月、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会／厚生労働省）
第３　事故を未然に防ぐ諸方策に関する指針
○福祉サービスの特性を踏まえた視点と具体的な対応
・コミュニケーションの重要性
・苦情解決への取組み
・リスクマネジメントの視点を入れた業務の見直しと取り組みの重要性
→　事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析
第４　事故が起こってしまったときの対応指針
○利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想が基本</td><td>□いる
□いない
□該当なし</td><td>条例第52条第1項、第83条、第96条、第101条</td></tr>
<tr><td>(2) 事故の記録
上記（1）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。

次のうち作成しているものにチェックをしてください。
□　事故報告書
□　ヒヤリ・ハット事例
□　事故対応（危機管理）マニュアル</td><td>□いる
□いない
□該当なし</td><td>条例第52条第2項以下準用</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
52 事故発生時の対応 （続き） ★ 共通	(3) 損害賠償 障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ＜解釈通知　第三の３(41)＞ ○　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない ○　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと	□いる □いない □該当なし	条例第52条第3項以下準用
	損害賠償保険の加入 賠償すべき事態において賠償を行うための損害賠償保険に加入していますか。 ＜参考＞　過去の保険適用の事例の有無　（　有　・　無　）	□いる □いない □該当なし	
53 会計の区分 ★ 共通	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 ＜解釈通知　第三の３(42)＞ ○　当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこと	□いる □いない □該当なし	条例第53条、第83条、第96条、第101条
54 記録の整備 ★ 共通	(1) 記録の整備 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 ＜解釈通知　第三の３(43)＞ ○　従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録は文書により整備しておく必要があること	□いる □いない □該当なし	条例第54第1項、第83条、第96条、第101条
	(2) 記録の保存 障害児に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存していますか。 一　サービスの提供の記録（省令第21条第1項） 二　通所支援計画 三　利用者に関する市町村への通知に係る記録（省令第 35条） 四　身体拘束等の記録（省令第44条第2項） 五　苦情の内容等の記録（省令第50条第2項） 六　事故の状況及び事故に際して採った処置の記録（省令第52条第2項） ＜解釈通知　第三の３(43)＞ ○　上記で規定する記録については、少なくとも５年以上保存しておかなければならないこと	□いる □いない □該当なし	条例第54条第2項以下準用

◆　業務管理体制の整備

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr>
<td>55
業務管理
体制の整備
共通</td>
<td>(1) 業務管理体制の届出
事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し、市（子ども施策推進課）、県（障害者支援課）又は厚生労働省（事業所等が2都道府県以上にある事業者）に法令遵守責任者等、業務管理体制の届出をしていますか。

届出年月日［　　年　　月　　日］
届出先　　〔　　〕
法令遵守責任者　職名［　　］
氏名［　　］

<table>
<tr><td>事業所等の数</td><td>20未満</td><td>20～99</td><td>100以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">業務管理体制の内容</td><td>法令遵守責任者の選任</td><td>法令遵守責任者の選任</td><td>法令遵守責任者の選任</td></tr>
<tr><td></td><td>法令遵守規程の整備</td><td>法令遵守規程の整備</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>業務執行状況の監査方法</td></tr>
<tr><td rowspan="3">届出事項</td><td>法令遵守責任者の氏名</td><td>法令遵守責任者の氏名</td><td>法令遵守責任者の氏名</td></tr>
<tr><td></td><td>法令遵守規程の概要</td><td>法令遵守規程の概要</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>業務執行状況の監査方法</td></tr>
</table>

1　法令遵守責任者（法令遵守のための体制の責任者）
・　関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等
2　法令遵守規程
・　法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容（注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル）
3　業務執行状況の監査方法
・　監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監査・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。
・　監査は年1回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。

☞　事業所等の数によって届出の内容が異なります。
事業所等の数は、指定事業所等の数を合算します。

☞　一事業所で複数指定を受けている場合はそれぞれを数えます。
【児童福祉法】
・障害児通所支援事業所、発達支援医療機関
・障害児入所施設　　・障害児相談支援事業所</td>
<td>□いる
□いない
□該当なし</td>
<td>法第21条の5の26第2項</td>
</tr>
</table>

◆　業務管理体制の整備

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
55 業務管理 体制の整備 （続き） 共通	(2) 届出事項に変更があったときは遅滞なく届け出ていますか。	□いる □いない □該当なし	法第21条の5の26第3項
	(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、職員に周知していますか。	□いる □いない □該当なし	
	(4) 法令等遵守の具体的な取組みを行っていますか。 【取組み例】給付費の請求のチェックを対応している。 内部通報・事故報告に対応している。 業務管理体制についての研修を実施している。 法令遵守規程を整備している。　等	□いる □いない □該当なし	
	(5) 法令等遵守に係る評価・改善等の取組みを行っていますか。	□いる □いない □該当なし	

◆　障害児通所給付費等の算定及び取扱い

≪参照≫
「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）　（注）平成 31 年 3 月 25 日厚生労働省告示第 87 号改正現在
別表「障害児通所給付費等単位数表」

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
56 基本事項 共通	(1) 費用の算定 指定通所支援に要する費用の額は、「別表障害児通所給付費等単位表」により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	□いる □いない □該当なし	告示一
	(2) 金額換算の際の端数処理 (1) の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。	□いる □いない □該当なし	告示二
	(3) 各サービスとの算定関係 障害児通所給付費について、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定していませんか。 また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等に係る報酬を算定していませんか。 ＜留意事項通知　第二の 1(2)＞ ○　指定入所支援に係る報酬については、1 日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。 ○　障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能である。 ○　同一日に他の障害通所支援の報酬は算定できない。	□いる □いない □該当なし	
57 障害児通所給付費 共通	(1) 児童発達支援給付費　児発 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市に届け出た指定児童発達支援の単位において、サービスを行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 269 号・2） 二　(1)　主に小学校就学前の障害児に対し支援を行う場合 ※小学校就学前の障害児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が 70%以上であること。 (2)　(1)以外の場合 ※(1)(2)に医療的ケア児[＊]の基本報酬区分を設定（判定スコアは 45 ページ参照） [＊]人工呼吸器等の使用、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児 ホ　重症心身障害児に対し支援を行う場合 ①延べ利用人数：　人 ②うち未就学児：　人 ②/①未就学児の割合：　% ※ 体制届により報告した内容を記載してください。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第 1 の 1 注 2

◆　障害児通所給付費等の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
57 障害児通所給付費 （続き） 共通	(2) 放課後等デイサービス給付費　放デ 学校に就学している障害児に対し、授業終了後又は休業日に、指定放課後等デイサービスの単位において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 269 号・8） ※医療的ケア児の基本報酬区分を設定 （判定スコアは 45 ページ参照） イ　授業の終了後にサービスを行う場合 (1) 区分１（サービスの提供時間が３時間以上） (一)医療的ケア区分 3 (二)医療的ケア区分 2 (三)医療的ケア区分 1 (四)（一)から(三)まで以外の場合 (2) 区分２（サービスの提供時間が３時間未満） (一)医療的ケア区分 3 (二)医療的ケア区分 2 (三)医療的ケア区分 1 (四)（一)から(三)まで以外の場合 ロ　休業日にサービスを行う場合 (一)医療的ケア区分 3 (二)医療的ケア区分 2 (三)医療的ケア区分 1 (四)（一)から(三)まで以外の場合 ハ　重症心身障害児にサービスを行う場合 (1)授業の終了後 (2)休業日 <留意事項通知　第二の 2(3)①(-)～(ニ)> ○　ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に１日に設置される単位の数を乗じた数とする。 （例１）Ａ　標準的なサービス提供時間：４時間 Ｂ　１日に設置される単位の数：１単位 提供時間：Ａ×Ｂ＝４時間 （例２）Ａ　標準的なサービス提供時間：２時間 Ｂ　１日に設置される単位の数：２単位 提供時間：Ａ×Ｂ＝４時間 ★極端な短時間(30 分以下)のサービス提供については報酬（基本報酬及び加算）を算定しない。 ただし、個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児についてはこの限りではない。 ★利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間(30 分以下)のサービス提供となった場合は、欠席時対応加算(Ⅱ)の算定を可能とする。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第３の１イ,ロ,ハ 第３の１注 1,2

◆　障害児通所給付費等の算定及び取扱い

●　医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">医療的ケア判定　スコア</td><td rowspan="2">基本
スコア</td><td colspan="3">見守りスコア</td></tr>
<tr><td>高</td><td>中</td><td>低</td></tr>
<tr><td colspan="2">①人工呼吸器（NPPV、ﾈｲｻﾞﾙﾊｲﾌﾛｰ、ﾊﾟｰｶｯｼｮﾝﾍﾞﾝﾁﾚｰﾀｰ、排痰補助装置、
高頻度胸壁振動装置を含む）</td><td>10</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">②気管切開</td><td>8</td><td colspan="2">2</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">③鼻咽頭エアウェイ</td><td>5</td><td colspan="2">1</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">④酸素療法</td><td>8</td><td colspan="2">1</td><td>0</td></tr>
<tr><td>⑤吸引</td><td>口鼻腔・気管内吸引</td><td>8</td><td colspan="2">1</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入</td><td>3</td><td colspan="3">0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑦経管栄養</td><td>経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻</td><td>8</td><td colspan="2">2</td><td>0</td></tr>
<tr><td>経鼻胃管、胃瘻</td><td>8</td><td colspan="2">2</td><td>0</td></tr>
<tr><td>持続経管注入ポンプ使用</td><td>3</td><td colspan="2">1</td><td>0</td></tr>
<tr><td>⑧中心静脈カテーテル</td><td>中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など</td><td>8</td><td colspan="2">2</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑨その他の注射管理</td><td>皮下注射（インスリン、麻薬など）</td><td>5</td><td colspan="2">1</td><td>0</td></tr>
<tr><td>持続皮下注射ポンプ使用</td><td>3</td><td colspan="2">1</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑩血糖測定</td><td>利用時間中の観血的血糖測定器</td><td>3</td><td colspan="3">0</td></tr>
<tr><td>埋め込み式血糖測定器による血糖測定</td><td>3</td><td colspan="2">1</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑪継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）</td><td>8</td><td colspan="2">2</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑫排尿管理</td><td>利用時間中の間欠的導尿</td><td>5</td><td colspan="3">0</td></tr>
<tr><td>持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、
尿路ストーマ）</td><td>3</td><td colspan="2">1</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑬排便管理</td><td>消化管ストーマ</td><td>5</td><td colspan="2">1</td><td>0</td></tr>
<tr><td>利用時間中の摘便、洗腸</td><td>5</td><td colspan="3">0</td></tr>
<tr><td>利用時間中の浣腸</td><td>3</td><td colspan="3">0</td></tr>
<tr><td>⑭痙攣時の管理</td><td>坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激
装置の作動など</td><td>3</td><td colspan="2">2</td><td>0</td></tr>
</table>

◆　障害児通所給付費等の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
57 障害児通所給付費 （続き） 共通	(3) 居宅訪問型児童発達支援給付費　居訪 居宅訪問型児童発達支援事業所において、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第4の1注1
	(4) 保育所等訪問支援給付費　保訪 保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第5の1注1
	(5) 訪問支援員特別加算　居訪 保訪 専門性の高い職員を配置するものとして市長に届け出た居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 <留意事項通知　第二の2(4)①,(5)①> ○　本加算（専門職員が支援を行う場合）については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる事業の従業者等又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者等であって、次の①又は②のいずれかの職員が配置されているものとして市に届け出た事業所について加算するもの。 ①　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援業務等に５年以上従事した者 ②　障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務等に１０年以上従事した者	□いる □いない □該当なし	告示別表 第4の1注2 第5の1注1の2
	(6) 定員超過利用減算　児発 放デ 障害児の数が、次の①又は②のいずれかの定員超過利用に該当する場合、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて算定（減算）していますか。 ※　災害等やむを得ない事由での受入れを除く。 【厚生労働大臣が定める基準及び割合】 ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第271号） ○障害児の数の基準 ① 過去３月間の利用実績による減算の取扱い 過去３月間の障害児の数の平均値が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該１月間について障害児全員分につき減算 ア　利用定員１１人以下 定員数に３を加えた数を超える場合 イ　利用定員１２人以上 定員数に100分の125を乗じた数を超える場合 ② １日当たりの利用実績による減算の取扱い １日の障害児の数が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該１日について障害児全員につき減算 ア　利用定員５０人以下 定員数に100分の150を乗じて得た数を超える場合 イ　利用定員５１人以上 定員数から50を控除した数に100分の125を乗じて得た数に25を加えた数を超える場合 ○単位数に乗じる割合　　１００分の７０	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の1注3(1) 第3の1注5(1)

◆　障害児通所給付費等の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
57 障害児通所給付費 （続き） 共通	(7) 人員欠如減算 従業者の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合（配置すべき員数を下回っている場合）に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定（減算）していますか。 【厚生労働大臣が定める基準及び割合】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号） ○児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の員数を満たしていないこと　　１００分の７０ ○児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと １００分の７０（５月以上継続の場合は１００分の５０）		告示別表 第１の１注3(1) 第３の１注5(1) 第４の１注3(1) 第５の１注2(3)
	ア　サービス提供職員欠如減算　児発 放デ ＜留意事項通知　第二の1(6)＞ ①算定される単位数 ・減算が適用される月から３月未満　１００分の７０ ・減算の適用から３月目以降　　１００分の５０ ②減算の具体的取扱い 配置すべき従業者について、人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算 ア　１割を超えて欠如した場合 → その翌月から算定 イ　１割の範囲内で欠如した場合、常勤又は専従など従業者の員数以外の要件を満たしていない場合 → その翌々月から算定	□いる □いない □該当なし ☜配置すべき員数に障害福祉サービス経験者を含めている場合、令和５年３月３１日まで、障害福祉サービス経験者が欠如した場合も減算の対象となります。	
	イ　児童発達支援管理責任者欠如減算　共通 ＜留意事項通知　第二の1(6)＞ ①算定される単位数 ・減算が適用される月から５月未満　１００分の７０ ・減算の適用から５月目以降　　１００分の５０ ②減算の具体的取扱い 人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算 → その翌々月から算定	□いる □いない □該当なし	
	(8) 個別支援計画未作成減算　共通 サービスの提供に当たって、個別支援計画が作成されていない場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて算定（減算）していますか。 （一）　個別支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 （二）　個別支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 ＜留意事項通知　第二の 1(7)＞ ○　次のいずれかに該当する月から、当該状態が解消されるに至った月の前月まで、該当する障害児につき減算 （一）児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと （二）指定基準に規定する個別支援計画に係る一連の業務（計画作成・保護者等への説明・文書による同意・計画を交付）が適切に行われていないこと	□いる □いない □該当なし	告示別表 第１の１注3(2) 第３の１注5(2) 第４の１注3(2) 第５の１注2(1)

◆　障害児通所給付費等の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
57 障害児通所給付費 （続き） 共通	(9) 自己評価結果等未公表減算　児発 放デ 児童発達支援支援及び放課後等デイサービス事業所において、提供するサービスの質の評価及び改善の内容（自己評価結果等）について、指定通所基準の規定に基づき公表したものとして市に届け出ていない場合に、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定（減算）していますか。 →「29(5) サービスの取扱方針」参照	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の1注3(3) 第3の1注5(3)
	(10) 同一日に複数支援した場合の減算　保訪 保育所等訪問支援事業所において、同一日に同一場所で複数の障害児にサービスを提供した場合に、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定（減算）していますか。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第5の1注2(2)
	(11) 開所時間減算　児発 放デ 営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定していますか。営業時間の時間数が、次の①又は②いずれかに該当する場合に、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて算定（減算）していますか。 【厚生労働大臣が定める基準及び割合】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号・1） ①営業時間が４時間以上６時間未満の場合（放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く） １００分の８５ ②営業時間が４時間未満の場合（放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く）１００分の７０ <留意事項通知　第二の 2(1)①(六),③(四)> ○「営業時間」には送迎のみを実施する時間は含まれない ○　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、６時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が６時間未満となった場合は減算の対象とならない	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の1注4 第3の1注6
	(12) 特別地域加算　居訪 保訪 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援事業所において、中山間地域等の利用者※に対して、事業所の訪問支援員がサービスを行った場合に、１回につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。 ※・居訪 → 中山間地域等に居住している障害児 ・保訪 → 中山間地域等にある保育所等 <留意事項通知　第二の 2(4)②,(5)②> ○　運営規程に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合、指定基準で規定する交通費の支払いを受けることはできないとする。 →「26(3)-2 利用者負担額等の受領」参照	□いる □いない □該当なし	告示別表 第4の1注2 第5の1注3

◆　障害児通所給付費等の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
57 障害児通所給付費 （続き） 共通	（13）身体拘束廃止未実施減算　共通 やむを得ず身体拘束等を行うに際して、指定通所基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、１日につき５単位を所定単位数から減算していますか。 →「47 身体拘束等の禁止」参照（47（3）身体拘束等の適正化の基準に満たない場合は、令和5年4月から減算となります）	□いる □いない □該当なし	告示別表 第１の１注５ 第３の１注７ 第４の１注５ 第５の１注４
	（14）児童指導員等加配加算　児発 放デ 常時見守りが必要な障害児への支援や、障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは厚生労働大臣が別に定める基準に適合する専門職員（理学療法士等）、児童指導員若しくは厚生労働大臣が別に定める基準に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして市に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準に適合する者を加えた加配職員】 ①理学療法士等 ・理学療法士　・作業療法士　・言語聴覚士 ・保育士　・心理指導担当職員　・視覚障害学科履修者等 ・手話通訳士及び手話通訳者 ②児童指導員等 ・児童指導員 ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者 ③その他の従業者（上記以外の直接処遇職員） <留意事項通知　第二の 2(1)④> ○　①又は②を配置するものとして算定する場合にあっては、算定に必要となる従業者の員数と、加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を２名以上配置（常勤換算による算定）していること	□いる □いない □該当なし	告示別表 第１の１注8,9 第３の１注8,9 ☜　児童指導員等加配加算（Ⅱ）は廃止となりました。
	（15）専門的支援加算　児発 放デ 集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要な場合、給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等（※）（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・視覚障害学科履修者、手話通訳士、手話通訳者を１名以上加配（常勤換算による算定）しているものとして市に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。 （※）児童発達支援では、児童福祉事業について５年以上経験のある保育士・児童指導員も含まれます。	□いる □いない □該当なし	

◆　障害児通所給付費等の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
57 障害児通所給付費 （続き） 共通	（16）看護職員加配加算　児発 放デ 　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、市に届け出た事業所(主として重症心身障害児を通わせる事業所)において、サービスを行った場合に、看護職員加配加算として 1 日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。 ※主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては加算できません。 ＜主として重症心身障害児を通わせる事業所＞ □ 看護職員加配加算（Ⅰ） ＜留意事項通知　第二の2（1）④の3（一）＞ ア．指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を１名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が４０点以上であるものとして市に届け出ること。 イ．医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。 □ 看護職員加配加算（Ⅱ） ＜留意事項通知　第二の2（1）④の3（二）＞ ア．指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を２名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が７２点以上であるものとして市に届け出ること。 イ．医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。	□いる □いない □該当なし ☞　新しい医療的ケア判定スコアは、P47 を参照してください。	告示別表 第１の１注10 第３の１注10
58 通所施設移行支援加算 居訪	居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、サービスを利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定障害福祉サービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の2(4)③＞ ○　サービスを利用する障害児が通所支援事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものであること。 ○　本加算の対象となるサービスを行った場合は、サービスを行った日及びサービスの内容の要点に関する記録を行うこと。 ☞　相談援助等の内容は記録として残してください。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第４の２

◆　障害児通所給付費等の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
59 初回加算 保訪	保育所等訪問支援事業所において、新規に個別支援計画を作成した障害児に対して、当該事業所の訪問支援員が初めて又は初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の2(5)③＞ ○　利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。ただし、当該障害児が過去６月間に、当該事業所を利用したことがない場合に限り算定できる。 ○　児童発達支援管理責任者が同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、サービスの提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第５の１の２
60 家庭連携加算 児発 放デ 保訪	事業所に置くべき従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき４回を限度として、その内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の2(1)⑤＞ ○　保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ保護者の同意を得た上で障害児の居宅を訪問し、相談援助等を行った場合に、１回の訪問に要した時間に応じ算定するもの。 （イ）１時間未満 （ロ）１時間以上 ○　保育所又は学校等の障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的と認められる場合について、当該保育所等及び保護者の同意を得た上で当該保育所等を訪問し、相談援助等の支援を行った場合にこの加算を算定して差し支えない。 ○　この場合、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。 ☞　相談援助等の内容は記録として残してください。 ※訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合されました （訪問支援特別加算は廃止）	□いる □いない □該当なし	告示別表 第１の２ 第３の２

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
61 事業所内相談支援加算 児発 放デ	事業所において従業員が、個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度（Ⅰ、Ⅱそれぞれ月1回）として、所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の2(1)⑥の２＞ ○　相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 ○　相談援助は、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。 ○　相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合も算定可とする。ただし、この場合に相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者からは除かれる。 ○　相談援助の内容から、障害児を同席させることが望ましくない場合等、当該障害児の通所給付決定保護者のみを対象としても、障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、通所給付決定保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できるものとする。 ○　障害児に児童発達支援（放課後等デイサービス）を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるものとする。 ○　児童発達支援（放課後等デイサービス）を提供していない月においては算定できないものとする。 ※　加算を算定している場合にチェックを入れてください。 □ 事業所内相談支援加算（Ⅰ）（個別） あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った　場合に月1回に限り算定する。 ★　次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。 ア　相談援助が30分に満たない場合 イ　同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合 ☞　相談援助等の内容は記録として残してください。 □ 事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループ） あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を、当該障害者以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に月1回に限り算定する。 ★　次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。 ア　相談援助が30分に満たない場合 イ　同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算(Ⅰ)を算定している場合 ★　相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は1として数えるものとする。 ☞　相談援助等の内容は記録として残してください。	□いる □いない □該当なし ☞　個別の相談援助だけでなくグループでの面談等も算定可能となります	告示別表 第1の2の2 第3の2の2

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
62 利用者負担上限管理加算 共通	保護者から依頼を受け、指定基準第 24 条の規定により、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の 2(1)⑧＞ ○　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担額合計額の管理を行う事業所以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所が保護者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 ○　負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の5 第3の4 第4の3 第5の2
63 福祉専門職員配置等加算 児発 放デ	指定基準の規定により置くべき児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、一定の条件に該当するものとして市に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1 日につき所定単位数を加算していますか。 □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が 100 分の 35 以上であるもの □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が 100 分の 25 以上であるもの □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 次のいずれかに該当するもの (1) 児童指導員又は保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているもの割合が 100 分の 75 以上 (2) 児童指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事しているもの割合が 100 分の 30 以上	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の6 第3の5

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
64 欠席時 対応加算 児発 放デ	【欠席時対応加算(Ⅰ)】児発　放デ サービスを利用する障害児が、あらかじめ事業所の利用を予定した日に、急病等により利用を中止した場合において、従業者が、障害児又は家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定していますか。 ※重症児対象の場合、1月の利用者数が定員の80%に満たない場合は、1月に8回を限度として算定可。 ＜留意事項通知　第二の2(1)⑪＞ ○　急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。 ○　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該支援の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 ☞　「欠席」の記録のみでは算定できません。 利用者名・連絡受付日・中止日・中止理由に加え、相談援助として行った内容を記録してください。 （内容を記載できる様式を作成し、専用のファイル等で残しておくことをお勧めしています。）	○欠席時対応加算(Ⅰ) □いる □いない □該当なし	告示別表 第1の8 第3の5
	【欠席時対応加算(Ⅱ)】放デ ※利用児童の体調不良などにより結果的に短時間（30分以下）のサービス提供となった場合は欠席時対応加算(Ⅱ)の算定が可能。 サービスを利用する障害児が、サービスを利用した日に、急病等によりその利用を中断し、利用したサービスの提供時間が30分以下となった場合において、従業員が、障害児の状況、提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定していますか。 ＜留意事項通知　第二の2(3)⑪の２＞ ○　障害児の当日の急病等、利用日の前日まで事業者が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合について算定可能とする。 ○　障害の特性から、30 分を超えた利用ができない日があったとしても、それは、ここでいう急病等には該当しないものとする。そうした特性が煩雑に生じる障害児については、あらかじめ市町村に協議を行い、個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた上で、３０分を超えて支援した時の報酬を請求すること。 ○　本加算における３０分以下とは、サービスの開始時間から、従業者による支援（急遽体調不良になった障害児が休憩しているときの見守り等を含む。）の終了時間までが３０分以下であるものであり送迎中の時間は含まないものとする。 ○　個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた障害児が、当日の急病等、利用日の前日まで事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合は、本加算を算定せず、基本報酬を算定するものとする。	○欠席時対応加算(Ⅱ) □いる □いない □該当なし	

◆　障害児通所給付費等の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
65 特別支援加算 児発 放デ	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、市に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するサービスを行った場合に、サービスを受けた障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算していますか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 269 号・4） ○　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること 【厚生労働省が定める基準】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 270 号・１の 3） ○　加算対象児に係る個別支援計画を踏まえ、自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理活動のための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。 ＜留意事項通知　第二の 2(1)⑫＞ ○　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員、看護師又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置し、計画的に行った機能訓練又は心理指導（特別支援）について算定 ○　次に該当する場合は算定できない。 ・　難聴児に対する、言語聴覚士による訓練 ・　重症心身障害児に対する、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は看護職員による訓練 ・　児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士除く）を配置している場合 ・　専門的支援加算により理学療法士等（５年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く。）を配置している場合	□いる □いない □該当なし	告示別表 第１の９ 第３の６
66 強度行動障害児支援加算 児発 放デ	強度の行動障害を有する児童に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置したものとして市に届け出た事業所において、サービス提供を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ＜報酬改定Ｑ＆Ａ＞ ○　加算の算定対象となる障害児は、通所報酬告示に規定する強度行動障害スコアを用いて、市町村が判断する。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第１の９の２ 第３の７の２
67 医療連携体制加算 児発 放デ	医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が、障害児の看護を行った場合や、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の 2(1)⑬＞ ○　あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結する。 ○　当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けるとともにその内容を書面に残すこと。 ○　当該障害児の主治医以外の医師が主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。 ○　当該障害児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第１の 10 第３の８

◆　障害児通所給付費等の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
67 医療連携体制加算 （続き） 児発 放デ	●　加算を算定している場合にチェックを入れてください。 ※加算(Ⅰ)～(Ⅴ)について、看護職員１人が看護することが可能な障害児数は８人を限度とする □ 医療連携体制加算（Ⅰ） 医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護（健康観察等）を１時間未満行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し加算 □ 医療連携体制加算（Ⅱ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護（健康観察等）を１時間以上２時間未満行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し加算 □ 医療連携体制加算（Ⅲ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護（健康観察等）を２時間以上行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し加算 □ 医療連携体制加算（Ⅳ） 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、医療的ケア（喀痰吸引等）を４時間未満行った場合に、障害児１人に対し加算 (1)看護職員が看護を行う利用者が１人 (2)看護職員が看護を行う利用者が２人 (3)看護職員が看護を行う利用者が３人以上８人以下 □ 医療連携体制加算（Ⅴ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、医療的ケアを４時間以上を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し加算 (1)看護職員が看護を行う利用者が１人 (2)看護職員が看護を行う利用者が２人 (3)看護職員が看護を行う利用者が３人以上８人以下 □ 医療連携体制加算（Ⅵ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員に対し加算 □ 医療連携体制加算（Ⅶ） 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し加算		

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
68 送迎加算 児発 放デ	(1) 障害児（重症心身障害児を除く）に対して行う場合 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、居宅等と事業所等（放課後等デイサービスは「居宅等又は障害児が通学している学校と事業所等」）との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の 2(1)⑭, (3)⑭＞ ○　送迎については、事業所と居宅（又は学校）間の送迎のほか、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えない。保護者同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。	□いる □いない □該当なし ※以下の場合は算定できない ○　放課後等デイサービスの時間が 30 分以下で基本報酬の算定ができない場合 ○　放課後等デイサービスで欠席時対応加算(Ⅱ)を算定している場合	告示別表 第1の11注1 第3の9注1
	(1)送迎加算及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定してる事業所において、看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。 ☞　（１）の所定単位数に加え、更に加算を算定するもの。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の11注1の2 第3の9注1の2
	(2) 重症心身障害児に対して行う場合 厚生労働省が定める施設基準に適合するものとして市に届け出た事業所において、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫「厚生労働大臣が定める施設基準」 （平成 24 年厚生労働省告示第 269 号） ○　送迎の際に、運転手に加え、指定基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１以上配置していること。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の11注2 第3の9注2
	(3) 同一敷地内の送迎 事業所において行われるサービスの提供に当たって、事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定していますか。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の11注3 第3の9注3
69 延長支援加算 児発 放デ	運営規程に定める営業時間が 8 時間以上であり、営業時間の前後の時間（延長時間帯）にサービスの提供を行うものとして市に届け出た事業所において、障害児に対して、個別支援計画に基づきサービス提供を行った場合に、当該サービスを受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、サービスを行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の 2(1)⑮＞ ○「営業時間」には送迎のみを実施する時間は含まれない。 ○　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、サービス提供時間は８時間未満であっても、営業時間を超えてサービスを提供した場合には、本加算の対象となる。 ○　延長時間帯に、指定基準上の置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）が１名以上配置している。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の12 第3の10

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
70 関係機関連携加算 児発 放デ	障害児が通う保育所や小学校その他の関係機関、また、就学予定の小学校や就職予定の企業や官公庁等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、連絡調整や相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算していますか。 □ 関係機関連携加算（Ⅰ） 障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、個別支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として加算 ＜留意事項通知　第二の2(1)⑮の2＞ ○　障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の関係機関との日常的な連携体制を構築する。 ○　個別支援計画に関する会議の開催に当たっては、障害児が通う関係機関が出席すること。また、障害児の家族等も出席するよう努めること。 ○　個別支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、計画を作成又は見直しをすること。 □ 関係機関連携加算（Ⅱ） 障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として加算	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の12の2 第3の10の2
71 保育・教育等移行支援加算 児発 放デ	障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育を受けられるよう支援を行ったことにより、事業所を退所して保育所や集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の2(1)⑮の3＞ ○　加算は訪問日に算定する。 ○　病院等への入院、福祉施設等への入所、学校へ入学、死亡退所の場合は算定できない。 ○　移行支援や相談援助を行った場合は、移行支援や相談支援を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の12の3 第3の10の3
72 個別サポート加算 児発 放デ	(1) 個別サポート加算(Ⅰ) 著しく重度及び行動上の課題のある児童ケアニーズの高い障害児について、児童発達支援では乳幼児等サポート調査表の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは就学児サポート調査表の調査項目によるスコアを用いて算定し、基準に適合すると市町村が認めた障害児について支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定していますか。 ＜留意事項通知　第二の2(1)⑫の２＞ 児童発達支援 ○　４歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、２以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当すること。 なお、市町村が認めるときに障害児が３歳以上であった場合は次に該当する必要があるものとする。 ・３歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1 以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とする区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、１以上の項目についてほぼ毎日支援	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の9 第3の7

	が必要又は週に１回以上支援が必要の区分に該当すること。 ＜留意事項通知　第二の2(3)⑫の２＞ 放課後等デイサービス ○　食事、排せつ、入浴及び移動のうち３以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。 ○　45 ページの表の各項目について、その項目がみられる頻度等をそれぞれ０点の欄から２点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が１３点以上であること。		
	(2)　個別サポート加算（Ⅱ） 虐待等の要保護・要支援児童（※）を受け入れて支援した場合に、１日につき所定単位数を１日につき所定単位数を算定していますか。 ＜（※）要保護・要支援児童＞ ・児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により支援等を行う必要のある児童 ＜留意事項通知　第二の2(1)⑫の３＞ ○　支援の必要性について、保護者に説明することが適当でない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、慎重に検討すること。 ○　児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。 ○　連携先機関との共有は年に１回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関が作成した文書又は事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。 ○　連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、個別支援計画に位置付け、保護者の同意を得ること。 ○　市町村から連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。	□いる □いない □該当なし	

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
73 福祉・介護職員処遇改善加算 共通	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た事業所が、障害児に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第270号・2） イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次の掲げる基準のいずれにも適合すること (1) 福祉・介護職員の賃金の改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること (2) 処遇改善計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること (3) 処遇改善加算の算定額の相当する賃金改善を実施すること (4) 事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること (5) 前12月間において労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと (6) 労働保険料の納付が適正に行われていないこと (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること (一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること (三) 職員の資質の向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実施していること (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること (五) 職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は定期昇給の仕組みを設けていること (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること (8) 平成27年4月から実施した処遇改善の内容及び要した費用を全ての職員に周知していること ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次の掲げる基準のいずれにも適合すること (1) イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること (一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定め、全職員に周知していること (二) 職員の資質向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実施し、職員に周知していること (3) 平成20年10月から実施した処遇改善の内容及び要した費用を全ての職員に周知していること □ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ の全て ＋ 職場環境等要件	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の13 第3の11 第4の4 第5の3

	を満たす □ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ ＋ 職場環境等要件 を満たす □ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ ＋ 職場環境等要件 を満たす ≪参照≫ 「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成31年3月26日障障発0328第2号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長） ① サービス事業者等は、加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を実施しなければならない。 ② サービス事業者等は、賃金改善に係る福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届け出ること。 ア 計画書には就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類を添付すること イ キャリアパス要件、職場環境等要件について、処遇改善計画書に記載すること （キャリアパス要件Ⅰ） 職員の職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備し、全ての職員に周知していること （キャリアパス要件Ⅱ） 資質向上のための計画を策定し、研修の実施または研修の機会を設け、全ての職員に周知していること （キャリアパス要件Ⅲ） 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての職員に周知していること （職場環境等要件） 賃金改善以外の処遇改善（職場環境の改善など）の取組を実施し、全ての職員に周知していること 〇以下の取組がより促進されること。 ・ 職員の新規採用や定着促進に資する取組 ・ 職員のキャリアアップに資する取組 ・ 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組 ・ 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組 ・ 生産性の向上につながる取組 ・ 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組		

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
74 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 共通	別に厚生労働省大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の陳便の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、障害児に対しサービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定の単位数を加算していますか。 ＜取得要件＞ ・福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得している ・福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること ・福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること	□いる □いない □該当なし	告示別表 第1の15 第3の13 第4の6 第5の5
75 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 共通	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、サービスを提供した場合は、サービス費の本体報酬＋加算（減算）の単位数に、所定単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	平24厚告123「厚生労働大臣が定める児童等」第三号の二イ他
	〔介護給付費等単位数表第1の7の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準〕 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	□いる □いない □該当なし	
	ロ　指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。	□いる □いない □該当なし	
	ハ　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。	□いる □いない □該当なし	
	ニ　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。	□いる □いない □該当なし	
	ホ　居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	□いる □いない □該当なし	
	ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。	□いる □いない □該当なし	